

# 公文書提供制度の導入について

H23.12

## 1 制度の趣旨

- 情報公開条例に基づく開示請求では、請求者が請求書を提出してから公文書の写しを得るまでに時間がかかる（条例上の決定期限は15日以内）ことから、非開示情報の含まれていないことが明確な公文書について、手続を簡略化した制度（公文書提供制度）を設け、県民等が迅速に情報を得られるようとする。
- 開示請求の手続を簡素化した仕組みを新たに作ることで、職員の事務負担軽減を図る。
- 公文書の写しを交付する際に実費を受け取れるようにする。（現在は、開示請求以外に実費徴収の共通ルールがない。）
- 新行政改革大綱実施計画に、開示請求制度を簡略化した新たな手法を平成24年度より実施することを規定している。

## 2 制度の内容

- 公文書提供制度は、新たに定める「情報提供の事務の取扱いに関する要綱」に基づき実施する。
- 非開示情報の含まれていないことが明確な公文書について、制度の対象とする。
- 公文書提供制度では、開示請求制度における「決定通知の作成、発出」の作業を省き、公文書の写しが準備でき次第、情報提供する。
- 開示請求制度では認めていないメールやファクシミリでの写しの交付を、一定の公文書について認める。
- 実費負担額（媒体代や発送に要する費用）については、開示請求制度の例にならう。  
メールやファクシミリによる写しの交付は、実費徴収なしとする。
- 制度の円滑な運用のため、どの公文書が公文書提供制度の対象となるのか、定期的に、各所属で検討を行う。

## 3 開示請求制度との比較

	開示請求制度	公文書提供制度（案）
対象文書	公文書すべて	全部開示できる公文書
手続様式	公文書開示請求書	公文書の写しの交付申出書（省略も可能）
決定通知の作成	必須（2週間以内）	決定通知の作成は不要
請求書・申出書の提出	窓口、郵送、FAX、電子申請	態様は不問（電子申請はX）
写しの交付	紙、FD、CD-R等 (条例施行規則に規定)	左記に加え、一定の文書についてではメール・FAXも可。
行政处分性	有（不服申立が可能）	無（任意提供）

## 4 施行予定

平成24年4月

## 「公文書提供制度」に関する意見募集（H23.11）の結果

NO	分類	意見	回答案
1	要綱	公文書のコピーを求められた際に、公文書提供制度を利用して実費を徴収するか、制度の枠外として無償提供するかの最終的な判断が各所属に委ねられることは理解できるが、その線引きについてある程度統一的な基準を示していただけたほうが制度の円滑な利用に繋がると考える。	<p>要綱案第5条第1項やQ&amp;A 4で、一定の目安を示しています。</p> <p>情報提供を求められる状況は様々であり、無償・有償の線引きについて、統一ルールになるような具体的な基準を作ることは容易ではありません。また、基準を作ることで、柔軟な対応ができなくなる場合も考えられます。</p> <p>無償で提供するか否か、判断に迷う公文書については、あらかじめ所属で検討し、方針を決めていただければと思います。</p>
2	要綱	要綱第3条では、「各担当所属の長…は…情報提供をすることができる。」とされているが、公文書提供制度により情報提供を行う場合、個別に決裁や(事後の)供覧等が必要なのか。そうだとすると、来庁した利用者に情報提供することを想定すると、手間や負担の面で即日開示とあまり変わらないように思われるが、これについてはどのように考えるか。	<p>本制度において、申出ごとに個別の決裁をとり、供覧することを義務づけることは考えておりません。</p> <p>本制度の対象となる公文書かどうかの判断は、各所属長が行います。申出の都度、所属長にうかがいを立てるとすると時間を要しますので、「特定の文書について、本制度で対応するか否か」「各所属における本制度の活用方法」などについて、事前に所属で検討しておくとよいでしょう。(制度の円滑な運用を図るために、本制度の対象とする具体的な文書について、近日中に全庁照会し、文書のリストを作成する予定です。)</p> <p>県民生活課では、第3条第1項に規定する文書であることが明らかな場合は、窓口で迅速に写しの交付を行うことが望ましいと考えていますが、窓口対応者において判断できない場合は、「開示請求制度にもとづく請求書を提出していただく」「本制度が利用できる文書であることを確認したのち、改めて申出をしていただく」とし、第3条第1項該当性に不安がある場合は、本制度を利用しないでください。</p> <p>即日開示との関係については、Q&amp;A 13や、6月の意見募集結果No.14～15に整理しています。窓口で対応する場合の手間や負担は変わりませんが、即日開示の場合は、簡易な手続きとはいえ、行政処分という性格を持つことになります。</p>
4	要綱	要綱案第1条で、「県民等」の定義が示されていないが、公文書開示請求権者である「何人」とは異なるのか？	<p>本制度は任意提供の仕組みである点で開示請求制度とは異なり、申出者に何らかの権利を設定するものではなく、(理論上、)申出書が提出されたとしても情報提供する法的義務が発生するわけではありません。</p> <p>情報公開条例第11条において、「何人も～公文書の開示を請求することができる」として開示請求権を明らかにしていることとの差別化を図る意味もあり、「県民</p>

NO	分類	意見	回答案
			<p>等」としました。</p> <p>「県民等」が意味するところは、基本的に「何人も」と同じです。</p>
5	要綱	要綱案第5条第1項第2号関係 有償頒布資料の原稿の写しを提供する場合は、実質的には有償頒布資料の写しを無償で提供することになるので、「無償とするのは適当でない」例として明示すべきではないか？	Q&A 4の《有償で写しを提供するべき場面の例》に、「有償頒布中の行政資料の写しを依頼された場合」を追記します。
6	運用	現在、営業台帳システムのデータを開示請求された場合、データベースで条件検索し、請求内容に合致した電子ファイルを作成した上で、開示文書としている。公文書提供制度に基づく申し出を窓口でいきなり請求されても、すぐに対応するのは困難である。	<p>本制度の対象文書に関しては、窓口に来た方に対して、窓口で情報提供を完結させることが望ましいと考えますが、そうした対応を義務づけるものではありません。作業（データ抽出等）が必要な場合や担当者が不在の場合など、窓口ですぐに情報提供することが困難な場合は、申出書を提出いただき、後日の情報提供の段取り（準備できる時期や、実費徴収の方法、写しの交付の方法など）を説明していただくことになります。</p> <p>なお、営業台帳システムのデータについては、現在定期的に開示請求を受け付けているかと思いますが、あらかじめ情報提供用の公文書を作成（請求の多い項目を網羅した形で月に1度ファイル化するなど）しておき、申し出があったらそれを提供する、としておけば、その都度文書を作成する手間が省けるので、1つの方法ではないかと考えます。</p>
7	運用	開示請求制度では、公文書をありのままにコピーして交付しなければならず、縮小やページの集約（例：A4サイズの公文書2ページ分をA3サイズの用紙1枚にまとめてコピーする等）は認められていないと理解している。  公文書提供制度では、縮小コピーやページの集約を上手く利用することができれば、利用者にとってはコピー代が安く抑えられ、職員にとってはコピーの手間が軽減されるというメリットがあると考えられることか	<p>開示請求制度では、「公文書のありのままの形で写しを作成する」ことが基本で、「片面印刷であれば片面印刷で写しを作成」「ページサイズの拡大・縮小を行わない」といった運用をしています。開示請求制度における開示決定等は行政処分であり、その意味でも、決定に基づく写しの交付は、厳格・慎重に行っているものです。</p> <p>公文書提供制度は、任意提供の仕組みであり、開示請求制度よりも柔軟な対応ができるようにするのが制度の趣旨もありますので、利用者の同意が得られていれば、御意見のとおり対応していただいてよいと考えます。</p>

NO	分類	意見	回答案
		ら、利用者の同意が得られる限りにおいて、適宜の方法でコピーすることとして良いか。	
8	運用	来庁者から県ホームページのプリントアウトの要望があった場合等は、当該ページの担当所属での対応にこだわらず、状況に応じて県民生活課で対応することも検討していただきたい。(例:県民センターの閲覧用PCで県のホームページを見ている方からプリントアウトの要望があった場合等)	例示の状況であれば、基本的に県民生活課(県民センター)で対応できると思います。
9	運用	要綱案第3条第1項第1号の「過去に開示請求があり全部を公開した公文書」とは、例えば、「平成■年4月の〇〇の文書」という請求に対して全部開示したことがあった場合、「4月」が「5月」になるなど客観的には明らかに全部開示情報であることが明らかであっても、公文書提供制度ではなく情報公開制度によるのか?	要綱案第3条第1項各号は例示例挙で、第3条本文でいう「条例第14条各号に規定する非開示情報が含まれていない公文書」については、公文書提供制度の対象とすることができます。
10	運用	「意見募集(H23.6)の結果」のNo.14の「考え方」について 要綱に基づく任意提供に過ぎない「公文書提供」に係る写しの作成について、条例上の義務である「公文書開示」の対象文書の写しの作成を同列に考えるのはいかがなものか。前者は、より費用対効果による評価が求められるのではないか?少なくとも作成義務があることの説明が不十分であると思う。	本制度は要綱に基づき実施する任意提供の仕組みであって、県民に何らかの権利を設定するものではありません。私たちは本制度に基づく申出に対しては誠実に対応するべきですが、申出に対応する法的義務があるわけではありません。 とはいっても、何らかの理由で申出を断ったとしても、開示請求書が提出されれば、私たちは条例に基づきそれに応じて法的義務があります。本制度に基づく申出を断ったとしても、開示請求制度のもとで対応するのであれば、事務負担が発生することに変わりはありませんので、本制度を活用できる文書であるならば、本制度に基づき対応したほうがよいと考えます。 費用対効果についても、本制度単独で考えるのではなく、開示請求制度という、条例で県民に保障された手続きがすでに存在することを前提に考えるべきだと考えます。

NO	分類	意見	回答案
11	メール・FAX	<p>「意見募集(H23.6)の結果」のNo.21、23の「考え方」について メール等による提供については、悪意による請求者も当然存在することを前提としているのか？ 請求の濫用が現実化した場合であっても、公文書提供は県民等の権利ではないので、権利濫用法理で拒否することはできないと思われ、請求の都度、対応せざるを得ないのか？（行政の当然のコストなのか？）</p>	<p>本制度に限らず、開示請求制度においても同様ですが、全体から見ればレアケースである「申出者（請求者）が悪意をもっている場合」を過度に意識すると、情報提供に消極的になったり、手続きが硬直化・非効率化したりすることになります。それは、一般の申出者（請求者）に不便をきたすだけでなく、職員が効率的な情報提供事務を行う妨げになりかねません。</p> <p>現状においても、悪意のある開示請求をすることは可能であり、本制度を施行したために、悪意の申出者が新たに現れる、ということではないと考えます。</p> <p>本制度は、任意提供の仕組みであり、制度に基づく対応をあらゆる場面で強いるものではありません。悪意のある申出や対応しかねる申出については、理由を示した上で、断っていただいて構いません。</p>
12	メール・FAX	<p>ファクシミリにより情報提供を行う場合の公文書について、「製本されていないこと」という要件があるが、これはどのような趣旨か。「公文書のコピーではなく、原本を直接ファクシミリに通して送信すべき」ということか。</p>	<p>原本を直接FAXに通して送信しなければならないという趣旨ではありません。FAXに原本を通すかどうかは、公文書の保存状態によります。</p> <p>きちんと製本された公文書しか保有していない場合には、(本が原本ということになりますので)原本をFAXに通すことができず、原本の写しを取った上でFAXに通すとしても、製本された公文書を貢ごとにコピーする作業は負担が大きいことなどから、対象としないものです。</p> <p>ホチキスやひもで綴じた公文書は、ここでいう「製本」がされた公文書ではありませんので、他の条件をみたせば、FAXでの写しの提供することができます。</p>
13	事務負担	<p>県庁各課では、費用徴収事務を行っていないため決定通知等の事務を省略できる「情報提供制度」は事務手続きの省力化に資すると思われるが、地域機関にあっては、10円の費用徴収であっても、「為替の現金化一切手の購入ー現金領収処理ー現金入金処理ー提供文書の発送等」の事務が生じ、1件あたり半日以上の処理事務が必要となる。</p> <p>制度の制定に際しては、費用徴収事務の軽減についても検討して欲しい。</p>	<p>本制度では、開示請求制度でいう決定通知が不要であるため、その分の事務負担は軽減されますが、費用徴収については、会計規則に則って行っているものであり、開示請求制度と同様の手続きであるため、事務の省力化にはつながりません。</p> <p>本制度では、一定の文書について、メールやFAXで写しを交付することを検討しており、その場合は、費用徴収が不要です。特に、メールで写しを交付した場合は、職員の事務負担軽減の効果は大きいと考えますので、御検討ください。</p> <p>また、県ホームページへの掲載が可能な情報であれば、ホームページの活用も御検討ください。</p>

NO	分類	意見	回答案
14	著作権	<p>Q&amp;A4で「無償で写しを提供すべき場合」の例として、「教育研究機関等から、学術研究用の目的で情報提供を依頼され、その目的に公益性が認められる場合」を挙げ、具体例として「統計資料、白書、記録集」としているが、著作権法上の問題はないか。</p>	<p>Q &amp; A4で「無償で写しを提供すべき場合」の具体例を列挙していますが、ここに挙げた文書が無条件で本制度の対象となるわけではなく、「非開示情報が含まれていないこと(要綱第3条)」「著作権法の規定に抵触しないこと(要綱第2条)」などが、本制度の対象とするための前提条件となります。そうした前提条件が明確になるよう、Q &amp; A4の記載を、改めます。</p>
15	自己提出文書	<p>要綱案第4条第2項ただし書関係</p> <p>提出者の使者が、提出者の意思とは関係なく何らかの悪意を持って写しの交付を請求した場合であっても、原則として交付することになると思うが、提出者の意思を確認する必要はないか？</p>	<p>書類を持参した使者に悪意があることを前提として、提出者の意思確認を要綱に定めることは、難しいと考えますが、各所属の判断で、御意見のとおり対応していただくことは構いません。</p> <p>本制度は任意提供の手段であり、本制度に基づいて情報提供することが義務付けられるわけではありません。法人の高度な機密情報や、写しを悪用されるおそれがあると考える場合などは、「書類による本人確認を省略せず情報提供を行う」「開示請求制度を利用していただく」などの対応をしてください。</p>